

公共債(個人向け国債を除く)

本商品は元本を下回るおそれのある商品です。最終ページにご留意事項を記載しています。
お申込前に必ずご確認ください。

(2022年6月30日現在)

商品名	公共債(個人向け国債を除く)
ご購入いただける方	●個人(個人事業者を含む)・法人のお客さま
種類	●利付国債・地方債・政府保証債
期間	●銘柄ごとに異なります。
購入単位	●国債:額面5万円以上5万円単位、地方債:額面1万円以上1万円単位・10万円以上10万円単位、政府保証債:額面10万円以上10万円単位
発行(保有)形態	●振替債 ※公共債は証券が発行されず、債券取引口座への記帳によって管理されます。公共債のお取引をいただく場合は、債券取引口座の開設が必要です。
利子 適用利率 利払方法	●発行ごとのクーポン(表面利率)を償還日まで適用 ●年2回の利払日に、下記計算式で計算された金額が支払われます。 $\left[\text{額面金額} \times \frac{\text{適用利率}(\%)}{100} \times \frac{1}{2} \right]$ ※税引前の計算(概算)となります。 (国債については、利払日が土・日・祝日等の場合、翌平日窓口営業日の支払いとなります。償還日以降は付利されません。)
売却	●時価で売却可能です(原則として、約定代金は約定日の2平日窓口営業日後に支払われます)。また、一部売却も購入単位と同じ単位で可能です。ただし、債券の価格は毎日変動していますので、売却お申出日の市場実勢によっては、ご購入時の価格を下回ることもあります。
償還	●償還日に額面金額が一括して支払われます(国債については、償還日が土・日・祝日等の場合、翌平日窓口営業日の支払いとなります)。自動継続は取り扱っておりません。
税金	【個人のお客さま】 ●利子は、利子所得として20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。 ●譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。 ●利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。 ※マル優・マル特のご利用の場合は利子所得が非課税となります。 ※ただし、将来において税制改正が行われた場合は、それに従うことになります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。 【法人のお客さま】 ●総合課税 ※非課税法人の場合は非課税となります。
特定口座	●特定口座開設後は、「特定預り」または「一般預り」を選択してご購入いただけます。
口座管理手数料	●不要
金利情報の入手方法	●窓口へお問い合わせください。
当行の苦情処理措置 および紛争解決措置	●一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く) 証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 受付時間/月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

※取扱銘柄・価格等は市場動向により日中でも予告なく変更する場合があります。ご購入・ご売却の際に窓口でご確認ください。
※個人のお客さま専用の「個人向け国債」については、専用の商品説明書をご覧ください。

ご留意事項

- 振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)のうち、国債以外の公共債は、その償還日または利払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。
- 募集期間終了後の約定のお取り消しはお受けできませんので、ご注意ください。
- 新発債をご購入の際、発行日から初回の利払日が6か月に満たない場合、利子計算期間(6か月に満たない日数の利子相当額(経過利子))については、あらかじめ購入時にお支払いいただくことにより調整させていただきます。
- 個人向け国債を除く新発債(国債)を発行日より前にご購入される場合は、その国債が予定通り発行されることを条件としてご購入いただくことになります。このため、国の都合により、その国債の発行が延期または中止となった場合には、ご購入の約定は取り消されます。また、ご購入代金をお支払い済の場合は、お客さまの指定預金口座にご購入代金を返金いたします。
※国債の発行延期・中止等につきましては財務省から発表されますが、それにともないご購入の約定が取り消された場合には、その旨当行からご連絡いたします。なお、返金するご購入資金には付利いたしません。
※くわしくは窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

公共債(個人向け国債を除く)

公共債をお申し込みの際は、次の点にご注意ください。

- ◆公共債は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ◆公共債(個人向け国債を除く)の価格は、金利水準の変化や発行者等の信用状況により価格が変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ◆市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ◆発行者や元利金の支払いを保証しているものの信用状況の悪化等によって損失が生じることがあります。
- ◆個人向け国債以外の公共債を募集・売出し等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

□公共債は預金保険制度の対象ではありません。

□公共債のお取引は、主に募集・売出し等や当行が直接の相手方となる等の方法により行います。

□公共債のお申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。

□公共債の運用による利益および損失は、公共債をご購入いただきましたお客さまに帰属します。

□公共債の購入代金は、約定日から受渡日までの間、付利されません。

□公共債のご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面により内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

※契約締結前交付書面は、当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。

□個人のお客さまの場合、原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

未成年のお客さまのお取引は、原則、親権者さまとのお取引に限らせていただきます。

くわしくは窓口へお問い合わせください。

三菱UFJ銀行コールセンター(運用商品(保険を除く))
0120-860-777
9:00~18:00(1/1~1/3、5/3~5/5はご利用いただけません。)
<https://www.bk.mufg.jp>

株式会社 三菱UFJ銀行

登録金融機関

関東財務局長(登金)第5号

加入協会

日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会